

防衛省訓令第108号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する訓令

地方防衛局長は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実

施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 3 9 号）附則第 5 項の規定により、収用委員会に土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 9 4 条第 2 項の規定による裁決を申請しようとするときは、裁決申請書案を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。